

1. 事業の必要性・概要

- (1) 生物多様性の持続可能な利用は生物多様性条約の目的の一つとなっており、議長国として持続可能な利用のための取組を推進することが重要かつ不可欠となっている。
- (2) 里地里山における自然資源の持続的な利用形態は、世界各地に見られ、生物多様性の保全と両立するもの。このような里地里山や世界各地の持続的利用の事例を踏まえた、自然資源の持続的な管理・利用のための世界共通理念の構築及びその推進のための取組を「SATOYAMA イニシアティブ」として世界に提案していくため、平成20年度から「SATOYAMA イニシアティブ推進事業」を実施してきたところ。
- (3) 平成22年10月に名古屋で開催された生物多様性条約COP10では、自然共生社会の実現に向けて、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理を推進するための取組であるSATOYAMA イニシアティブを推進することが採択された。また、同イニシアティブを世界に推進していくため、多様な主体が参画する「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ(IPS1)」が51の団体の参加を得てCOP10において発足された。
- (4) 引き続き、SATOYAMA イニシアティブの取組を世界全体で早急かつ強力に推進するためには、世界各国や国際機関、団体等に幅広いネットワークを持つ国連大学にこの取組を行うために必要な経費を拠出し、わが国が主導するSATOYAMA イニシアティブの国際的な展開を図る必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

- (1) 国際パートナーシップの運営、会合等の開催
- (2) 優良事例収集や研修の実施促進
- (3) 持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信
- (4) SATOYAMA イニシアティブの成果の検証及び今後の展開についての検討

3. 施策の効果

- (1) COP10で採択された長期目標「自然と共生する社会」の実現に向けて、国際的な枠組みの運営を通じて、世界各地における自然資源の持続可能な管理・利用の実践を促進し、我が国のリーダーシップを発揮する。
- (2) 持続可能な自然資源管理に必要な情報の一元的な蓄積・提供によって、世界的に知識が共有され、施策・研究・地域の取組を効率化する。

国連大学拠出金（SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業）

COP10で採択された長期目標「自然と共生する社会」の実現のための国際パートナーシップの推進及び実施

SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの発足

SATOYAMAイニシアティブの長期目標(ビジョン)の「自然共生社会」の実現に向けて、社会生態学的生産ランドスケープ(二次的自然環境)の維持・再構築に取り組む団体の国際的なプラットフォームの役割を担う「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)」が、政府やNGO、先住民団体、学術研究機関、企業、国際機関等多岐にわたる51団体の参加を得て、COP10において発足した。



平成22年10月19日発足

なお、COP10では、SATOYAMAイニシアティブを、生物多様性及び人間の福利のために人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する有用なツールとなりうるものとして認識するとともに、締約国その他の政府及び関連する機関に対して、SATOYAMAイニシアティブを更に発展させるためにIPSIに参画することを推奨すること等が決定した。

SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの実施

○定例会合の開催

2011年3月の第1回定例会合で国連大学高等研究所が事務局に承認された。2011年12月現在、IPSI会員は105団体となった。



○優良事例収集や研修の実施促進

優良事例を収集する調査やパートナーの能力向上のための研修の実施促進。



○持続可能な自然資源の利用についての情報発信

一元的に蓄積及び発信するポータルサイトの整備・運営。



○SATOYAMAイニシアティブの成果の検証と今後の展開についての検討



世界各地の自然共生社会の実現